

社会福祉法人 秋桜園 行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、すべての職員が安心して働き続けられる職場づくりを進めることによって、職員がその能力を発揮できるよう行動計画を策定しました。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

2. 主な取組内容

🌸雇用環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制を継続する。

《対策》就業規則を事業所内の見やすい場所に備え付ける。対象となる職員には制度について説明をする。

(2) 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境整備の継続。

《対策》就業規則を事業所内の見やすい場所に備え付ける。対象となる職員には制度について説明をする。

育児休業取得率については女性：100%の維持、男性：50%以上を目標とする。

(3) 時間外・休日労働削減のための措置を実施する。

《対策》職員増員のため、面接会等には積極的に参加する。

職員の各月ごとの平均時間外労働時間を3時間未満となるよう業務を見直す。
ICT導入による業務効率化。

🌸女性の活躍に関する事項

(1) 女性が活躍できる職場であることについて求職者に積極的な広報を継続する。

《対策》求人広告を出す際、女性が多く活躍していることやキャリアアップ研修の実施等を積極的に発信する。

(2) 育児や介護などで退職した職員の再雇用の実施。

《対策》該当する方がいた場合は声掛けをする。

(3) 非正規職員から正規職員への転換制度の積極的運用。

《対策》該当する職員がいた場合に声掛けをし、転換制度の説明をする。非正規職員の相談窓口を継続していく。